

令和6(2024)年12月2日以降の健康保険証等について

令和6(2024)年12月2日からはマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、保険証の交付が終了し、今後医療機関等を受診する際は「マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）」を基本とする仕組みとなります。12月2日以降何ができるのか、よくあるお問い合わせをまとめました。

●現行のカード型保険証について

Q：いつまで使えますか？

A：令和7(2025)年12月1日まで（それまでに退職する方は退職日まで）

＊令和7(2025)年12月1日まで保険証が有効なためです

Q：紛失した場合は？

A：令和7(2025)年12月1日までは以下の手続きが必要です。

マイナカード保有者・・・「滅失届(8)」を総務部へ提出。

以後はマイナカードをマイナ保険証として使用。

マイナカード未保有者・・・①「滅失届(8)」、②「マイナカード保有状況確認(111-1)」、

③「資格確認書(再)交付申請書(113)」を総務部へ提出。

「資格確認書」を交付します。

Q：マイナンバーカードを持っていない新生児にはどんな書類が交付されますか？

A：扶養認定後、「資格確認書」を交付します。出生後速やかにマイナンバーカードを交付するため、新生児の顔写真なしのマイナンバーカードを出生届の提出にあわせて申請できるようになります。

[新生児のマイナンバーカードの申請を出生届と同時にできるようになります - マイナンバーカード総合サイト](#)

Q：退職時に総務部へ返却しなければなりませんか？

A：退職日が令和7(2025)年12月1日までの方は「退職誓約書(88)」と共に必ず管轄の総務部へ返却してください。

Q：例外的にカード型保険証を発行してもらえますか？

A：令和6(2024)年12月2日以降の交付は終了し、例外や特例は一切認められません。

●マイナ保険証について

Q：カードリーダーの不具合等でマイナ保険証の読み取りができないときは？

A：以下のいずれかの方法で受診できます。

・マイナ保険証+スマホ等でマイナポータルにアクセスして表示した資格情報の画面

・マイナ保険証+資格情報のお知らせ

Q：一度マイナンバーを保険証として使うことに同意すれば保険者が変わっても手続き不要？

A：一度マイナンバーカードを保険証として利用することに同意すれば、保険者が変わっても、マイナ保険証として継続して利用できます。ご自身による手続きは不要です。

●資格確認書について

Q：紛失・毀損した場合は？

A：再交付が必要な場合は、①「滅失届(8)」、②「マイナカード保有状況確認(111-1)」、③「資格確認書(再)交付申請書(113)」を総務部へ提出してください。

なお、この機会に有効期限のないマイナンバーカードの作成をご検討ください。

Q：マイナンバーカードがないので資格確認書を交付してもらえますか？

A：令和7(2025)年12月1日まで現行のカード型保険証で受診できるため交付していません。
マイナンバーカードの作成をご検討ください。

Q：マイナ保険証を持っているが、念のため資格確認書を持ってほしいので交付してほしい。

A：資格確認書は、法令上、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認システムを受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、念のため持っておきたいという理由で交付することは認められていません。マイナカードをお持ちの方はマイナ保険証での受診をお願いします。

Q：子どもが修学旅行に参加するときなどマイナ保険証を持たせることが心配であるため資格確認書を持っておきたいので交付してもらえるか？

A：修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関等に提示するといった方法により、被保険者資格の確認を行えることが厚生労働省から文部科学省へ周知されています。

●マイナンバーカードについて

Q：マイナンバーカードを紛失したときは？

A：マイナンバーカード機能停止の手続きが必要です。

マイナンバー総合フリーダイヤルへ速やかにご連絡ください。

0120-95-0178（音声ガイダンス2番）24時間365日対応

「マイナンバーカード総合サイト」https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_lost_found1/

*再交付についてはお住まいの市区町村窓口へお問い合わせください。

Q：マイナンバーカードの再交付によりマイナンバーが変わりました。

手続きや届出は必要ですか？

A：事業主への届出と、健保への届出「記載事項変更届（様式番号5）」が必要です。

●海外赴任者は？

Q：海外赴任中です。何か手続きは必要ですか？

A：令和6(2024)年5月27日より、海外でもマイナンバーカードが作成できるようになりました。

◎「マイナンバーカードを国外で利用する」

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

◎海外から転入された方については交付申請後原則1週間でご自宅にマイナンバーカードが届けられる「特急発行・交付制度」が開始されました。

[特急発行・交付制度による申請方法 - マイナンバーカード総合サイト](#)

●資格情報のお知らせについて

Q：資格情報のお知らせのみで受診できますか？

A：資格情報のお知らせだけでは、受診できません。

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関を受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口に表示してください。

Q：資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A：マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証だけで受診が可能ですので携帯不要です。
また、マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q：資格情報のお知らせに記載の資格取得日が入社日と異なります。間違いですか？

A：システム上、現在の会社へ異動（転籍）した年月日が記載されており、間違いではありません。シャープ健保の資格は入社年月日から継続していますのでご安心ください。

Q：資格情報のお知らせを紛失してしまいました

A：再交付の手続きは不要です。マイナポータルの資格情報画面を確認することができます。
なお、マイナポータルの資格情報画面を確認できない場合は、資格情報のお知らせ交付申請書で再交付の手続きをしてください。資格情報のお知らせ交付申請書については今後健保ホームページにて掲載予定です。

Q：保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号、番号はどのように確認するのですか？

A：保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

Q：氏名変更や資格の変更・異動があった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのですか？

A：マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。ただし、マイナポータルにログインできない場合は、再交付申請ください。

Q：資格情報のお知らせは退職や扶養削除の際に返却しなければなりませんか？

A：資格情報のお知らせ単体では医療機関を受診できないため返却不要です

《ご参考》

マイナンバーカードの健康保険証利用に関するサイト（厚生労働省）

[マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問 | 厚生労働省](#)

[マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

[平日]9時30分から20時00分まで

[土日祝]9時30分から17時30分まで（年末年始を除く）

マイナンバーカードが健康保険証等として利用できます（マイナポータル）

[マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル \(myna.go.jp\)](#)

デジタル庁 よくある質問：マイナンバーカードの健康保険証利用について

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card>

以上